

保発 0527 第 4 号
令和 2 年 5 月 27 日

都 道 府 県 知 事 }
国民健康保険中央会長 } 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

令和 2 年 5 月 診療分の診療報酬等の概算前払の実施について

新型コロナウイルス感染症への対応により資金調達が困難となった保険医療機関等について、(独)福祉医療機構、(株)日本政策金融公庫等による融資が実施されるまでの間の資金繰りを支援するため、今般、別紙のとおり「令和 2 年 5 月 診療分の診療報酬等の概算前払実施要綱」を定め、本日から適用することとしたので、各都道府県国民健康保険団体連合会においては、適切に対応いただくようお願いする。

各都道府県及び国民健康保険中央会においても、国民健康保険団体連合会における事務が円滑に実施されるよう、御協力賜りたい。

令和2年5月診療分の診療報酬等の概算前払実施要綱

第1 趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症への対応により資金調達が困難となった保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）について、(独)福祉医療機構、(株)日本政策金融公庫等による融資が実施されるまでの間の資金繰りを支援するため、本来令和2年7月に支払われることとされている令和2年5月診療分の診療報酬、調剤報酬又は訪問看護療養費（以下「診療報酬等」という。）の一部を6月に受け取ることを希望する保険医療機関等に対して、当該診療報酬等の概算前払を実施すること。

第2 運用方法

令和2年5月診療分の診療報酬等の概算前払については、次の2及び3に掲げる事務を次の1に掲げる概算前払対象者、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会が実施することを通じ、概算前払対象者に対して、令和2年5月診療分の診療報酬等の一部を概算前払することをその内容とすること。

1 概算前払対象者

新型コロナウイルス感染症により収入が減少し、(独)福祉医療機構、(株)日本政策金融公庫等からの融資が必要となっている保険医療機関等であって、申請期限までに社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会(保険医療機関等が所在する都道府県の国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に概算前払の申請を行ったものを対象とすること。

2 保険医療機関等における事務

(1) 概算前払の申請

(ア) 申請方法

概算前払の利用を希望する保険医療機関等は、申請期限までに社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して申請を行うこと。

社会保険診療報酬支払基金への申請方法としては、ホームページに設置された概算前払のオンライン申請フォーム(※1)に必要事項(※2)を入力する、又はホームページに公開された郵送申請の申請様式に必要な事項を記載し、郵送すること。

国民健康保険団体連合会への申請方法としては、ホームページに公開

された郵送申請の申請様式に必要事項を記載し、郵送すること。

(※1) URL: <https://www.ssk.or.jp/oshirase/maebarai.html>

(※2) 所在都道府県、点数表コード、医療機関コード・薬局コード・ステーションコード、保険医療機関等の名称、電話番号、担当者の部署及び氏名、概算前払額の調整方法に関する同意等

この際、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会の双方に申請をする必要があることに留意すること。

(イ) 申請期限

オンライン申請の申請期限は令和2年6月5日(金)とし、郵送申請の申請期限は令和2年6月5日(金)必着とすること。

(2) 概算前払の実施

(ア) 概算前払額

概算前払額については、申請を受けた社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会がそれぞれ算定するものであること。

概算前払額は、令和元年12月から令和2年2月までの診療分の診療報酬等の額(患者が支払った一部負担金の額を除いた額をいう。以下同じ。)(同年2月から4月までに支払われた診療報酬等の額)の平均額から、令和2年4月診療分の診療報酬等の額(同年6月に支払われる診療報酬等の額)を減じた額に、8分の10を乗じた額となること。

ただし、令和元年12月から令和2年2月までの3月間のうち、診療報酬等の支払額がゼロ円の月が1月でもある場合については、令和2年4月診療分の診療報酬等の額(同年6月に支払われる診療報酬等の額)に、4分の1を乗じた額が概算前払額となること。

なお、概算前払額の計算に当たっては、千円未満の端数は切り捨て処理が行われること。

※ 国民健康保険団体連合会においては、制度別(国民健康保険及び後期高齢者医療制度)に概算前払額を算出する。

(イ) 概算前払額の通知

概算前払額が確定した後、令和2年6月中旬に、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会のそれぞれから、(1)(ア)の申請を行った保険医療機関等(以下「申請保険医療機関等」という。)に対し、概算前払額決定通知書が送付されること。

なお、(ア)なお書きの処理により、概算前払額がゼロ円となった申

請保険医療機関等については、概算前払額がゼロ円である旨の概算前払額決定通知書が送付されること。

(ウ) 概算前払の実施

(ア) により算定された概算前払額については、令和2年6月22日(月)に、令和2年4月診療分の診療報酬等の支払と合わせて、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会のそれぞれから支払われること。一部の国民健康保険団体連合会では、令和2年4月診療分の診療報酬等の支払を令和2年6月22日(月)以外の日に行う予定としているが、この場合でも概算前払額の支払は22日(月)又はそれ以前の日に行われること。

この際、(3)(ア)に記載するとおり、概算前払された診療報酬等については令和2年5月診療分の診療報酬等の確定支払時である令和2年7月の支払時に、減額調整されるため、申請保険医療機関等の会計処理上、負債(仮受金、前受金など)に計上することにより、令和2年4月診療分の診療報酬等と区別して管理すること。

(3) 令和2年5月診療分の診療報酬等の確定支払等

(ア) 令和2年5月診療分の診療報酬等の確定支払について

申請保険医療機関等については、令和2年5月診療分の診療報酬等の確定支払時である令和2年7月の支払時には、令和2年5月診療分の診療報酬等の額から概算前払額を減額した額(以下「調整後金額」という。)が社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会のそれぞれから支払われること。

この際、概算前払額が令和2年5月診療分の診療報酬等の額を上回っている申請保険医療機関等については、調整後金額はゼロ円となること。この場合には、概算前払額から令和2年5月診療分の診療報酬等の額を減じた額を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会のそれぞれに一括で振り込む必要があること。この際に生じる振込み手数料は申請保険医療機関等が負担すること。

なお、一括振込みの期限までに振込みが行われない場合には、令和2年6月以降診療分の診療報酬等の額(令和2年8月以降に支払われる診療報酬等の額)から減額調整がなされること。

(イ) 令和2年7月に支払われる診療報酬等の額の通知

調整後金額が確定した後、令和2年7月中旬に、社会保険診療報酬支

払基金及び国民健康保険団体連合会のそれぞれから、申請保険医療機関等に対し、令和2年5月診療分の診療報酬等の額、調整後金額、調整残額（概算前払額から減額調整額を減じた額をいう。以下同じ。）等を記載した調整後金額決定通知書が送付されること。

この際、概算前払額が令和2年5月診療分の診療報酬等の額を上回っている申請保険医療機関等については、一括振込みの振込み先、振込み期限（令和2年7月27日（月）予定）等を記載した請求書が合わせて送付されること。

（4）減額調整の猶予

（ア）減額調整の猶予申請

融資の遅れなどにより、令和2年7月に支払われる診療報酬等が減額された場合に、資金調達が困難になる保険医療機関等であって、令和2年7月に行われる診療報酬等の減額調整の猶予を希望するものについては、申請期限までに社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に申請を行うことにより、減額調整の猶予を受けることができること。

（イ）申請方法

減額調整の猶予を希望する申請保険医療機関等は、申請期限までに社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に申請を行うこと。

社会保険診療報酬支払基金への申請方法としては、ホームページに設置された調整猶予のオンライン申請フォームに必要事項（※）を入力する、又はホームページに公開された郵送申請の申請様式に必要事項を記載し、郵送すること。

国民健康保険団体連合会への申請方法としては、ホームページに公開された郵送申請の申請様式に必要事項を記載し、郵送すること。

なお、当該郵送申請の申請様式については、（2）（イ）の概算前払額決定通知書にも同封することとしていること。

（※） 所在都道府県、点数表コード、医療機関コード・薬局コード・ステーションコード、保険医療機関等の名称、電話番号、担当者の部署及び氏名、資金繰り対策の状況（融資申請中の金融機関の金融機関名称及び金融機関コード等）、概算前払額の調整方法に関する事項等

この際、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会の双方に申請をする必要があることに留意すること。

(ウ) 申請期限

オンライン申請の申請期限は令和2年7月1日（水）とし、郵送申請の申請期限は令和2年7月1日（水）必着とすること。

(エ) 猶予保険医療機関等の令和2年7月の診療報酬等の支払額

令和2年7月の診療報酬等の支払時に減額調整を行うことを猶予された申請保険医療機関等（以下「猶予保険医療機関等」という。）に対する令和2年7月の診療報酬等の支払額は、令和2年5月診療分の診療報酬等の額となること。

(オ) 猶予保険医療機関等に関する減額調整の実施

猶予保険医療機関等は、令和2年6月以降診療分の診療報酬等（令和2年8月以降に支払われる診療報酬等）の支払において、分割して減額調整を受けることとなること。このため、減額調整の猶予申請時に、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して、令和2年8月から令和2年12月までの間で希望する減額調整の最終実施月を申請すること。

減額調整の分割期間は、猶予保険医療機関等が希望する減額調整の最終実施月を踏まえ、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会が定めるものとする。なお、最大の分割期間は、令和2年8月から令和2年12月までの支払（令和2年6月から令和2年10月まで診療分の診療報酬等）の5か月間とすること。

分割期間における分割金額は、減額調整額総額を分割月数で除したものとし、1円未満の端数は分割調整の最終月に支払うこととすること。

申請後に希望する減額調整の最終実施月に変更が生じた場合には、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会のそれぞれに対して、報告を行うこと。

猶予保険医療機関等は、毎月、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会からの求めに応じ、融資の実行の有無及び融資金額の報告を行うこと。

また、概算前払額の減額調整に必要な額の融資がなされた場合には、残りの分割期間の月数にかかわらず、一括で診療報酬等からの減額調整が行われる、又は一括で社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会のそれぞれに対して調整残額を振込むこと。

(カ) 各月の減額調整額の通知

猶予保険医療機関等については、令和2年8月以降、調整が完了するまでの間、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会のそれぞれから、各月に支払われる診療報酬等において減額調整される額（以下「減額調整額」という。）、減額調整の結果、各月に猶予保険医療機関等に支払われる額等が記載された調整後金額決定通知書、及び調整残額、翌月以降の減額調整額等を記載した調整残額・調整計画通知書が送付されること。

3 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会における事務

(1) 概算前払の申請受付

(ア) 概算前払の申請受付

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は、ホームページにおいて、概算前払に関する事務の実施のために必要な事項（※）を入力することが可能なオンライン申請フォームを設置する、又は郵送申請の申請様式を公開するとともに、概算前払の利用を希望する保険医療機関等からの概算前払の申請を受付けること。

（※）所在都道府県、点数表コード、医療機関コード・薬局コード・ステーションコード、保険医療機関等の名称、電話番号、担当者の部署及び氏名、概算前払額の調整方法に関する同意等

オンライン申請の申請期限は令和2年6月5日（金）とし、郵送申請の申請期限は令和2年6月5日（金）必着とすること。

なお、郵送申請の申請様式については、別添1を参照すること。

(イ) 概算前払の申請状況の報告

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は、申請保険医療機関等の数を都道府県別及び点数表コード別に集計し、令和2年6月10日（水）までに、社会保険診療報酬支払基金は厚生労働省に、国民健康保険団体連合会は国保中央会を通じて厚生労働省に報告すること。

(2) 概算前払の実施等

(ア) 概算前払額の算定

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は、申請保険医療機関等ごとに概算前払額を算定すること。

概算前払額は、令和元年12月から令和2年2月までの診療分の診療報酬等の額（同年2月から4月までに支払った診療報酬等の額）の平

均額から、令和2年4月診療分の診療報酬等の額（同年6月に支払う診療報酬等の額）を減じた額に、8分の10を乗じた額とすること。

ただし、令和元年12月から令和2年2月までの3月間のうち、診療報酬等の支払額がゼロ円の月が1月でもある場合については、令和2年4月診療分の診療報酬等の額（同年6月に支払われる診療報酬等の額）に、4分の1を乗じた額を概算前払額とすること。

なお、概算前払額の計算に当たっては、千円未満の端数は切り捨て処理を行うこと。

(イ) 概算前払額の通知

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は、概算前払額を算定した後、令和2年6月18日（木）までに、各申請保険医療機関等に対し概算前払額決定通知書を送付すること。

なお、(ア) なお書きの処理により、概算前払額がゼロ円となった申請保険医療機関等については、概算前払額がゼロ円である旨の概算前払額決定通知書を送付すること。

(ウ) 概算前払の実施

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は、(ア)により算定して概算前払額について、令和2年6月22日（月）に、令和2年4月診療分の診療報酬等の支払と合わせて、各申請保険医療機関等に対し支払を行うこと。

なお、令和2年4月診療分の診療報酬等の支払を令和2年6月21日（日）以前に行う予定としている場合については、概算前払額の支払と2回に分けて行うこととしても差し支えないこと。この場合においても、概算前払額については、令和2年6月22日（月）までに全ての額を支払うこと。

(エ) 概算前払状況の報告

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は、令和2年6月23日（火）時点の概算前払状況（申請保険医療機関等の数、申請保険医療機関等の合計の概算前払額等）について、令和2年6月30日（火）までに、社会保険診療報酬支払基金は厚生労働省に、国民健康保険団体連合会は国保中央会を通じて厚生労働省に報告すること。

(3) 令和2年5月診療分の診療報酬等の確定支払等

(ア) 令和2年5月診療分の診療報酬等の確定支払について

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は、申請保険医療機関等に対して、令和2年5月診療分の診療報酬等の確定支払時である令和2年7月の支払時に、調整後金額を支払うこと。

概算前払額が令和2年5月診療分の診療報酬等の額を上回っている保険医療機関等については、調整後金額はゼロ円とすること。

この場合、申請保険医療機関等は、概算前払額から令和2年5月診療分の診療報酬等の額を減じた額を一括で振り込む必要があるが、一括振込みの期限までに振込みが行われない場合には、令和2年6月以降診療分の診療報酬等（令和2年8月以降に支払われる診療報酬等）の額から減額調整を行うこと。

(イ) 令和2年7月の診療報酬等の支払額の通知

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は、令和2年7月10日（金）までに、調整後金額を確定し、申請保険医療機関等に対し、調整後金額、調整残額等を記載した調整後金額決定通知書を送付すること。

この際、概算前払額が令和2年5月診療分の診療報酬等の額を上回っている申請保険医療機関等については、一括振込みの振込み先、振込み期限（令和2年7月27日（月）予定）等を記載した請求書を合わせて送付すること。

(ウ) 減額調整状況の報告

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は、令和2年7月25日（土）時点の減額調整状況（減額調整が終了した申請保険医療機関等数、全申請保険医療機関等の合計の調整残額等）について、令和2年7月31日（金）までに、社会保険診療報酬支払基金は厚生労働省に、国民健康保険団体連合会は国保中央会を通じて厚生労働省に報告すること。

(4) 減額調整の猶予申請受付等

(ア) 減額調整の猶予申請受付

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は、ホームページにおいて、減額調整の猶予に関する事務の実施のために必要な事項（※）を入力することが可能なオンライン申請フォームを設置する、又

は郵送申請の申請様式を公開し、減額調整の猶予を希望する申請保険医療機関等からの猶予申請を受付けること。

また、当該郵送申請の申請様式について、(2)(イ)の概算前払額決定通知書にも同封し、申請保険医療機関等に送付すること。

(※) 所在都道府県、点数表コード、医療機関コード・薬局コード・ステーションコード、保険医療機関等の名称、電話番号、担当者の部署及び氏名、資金繰り対策の状況（融資申請中の金融機関の金融機関名称、金融機関コード等）、概算前払額の調整方法に関する事項等

オンライン申請の申請期限は令和2年7月1日（水）とし、郵送申請の申請期限は令和2年7月1日（水）必着とすること。

なお、郵送申請の申請様式については、別添2を参照すること。

(イ) 猶予保険医療機関等に対する令和2年7月の診療報酬等の支払

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は、猶予保険医療機関等に対する令和2年7月の診療報酬等の支払に当たっては、令和2年5月診療分の診療報酬等の額を支払うこと。

(ウ) 猶予保険医療機関等に関する減額調整の実施

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は、猶予保険医療機関等から減額調整の猶予申請を受けた際、(独)福祉医療機構、(株)日本政策金融公庫等からの融資の利用を働きかけるとともに、猶予保険医療機関等が希望する減額調整の最終実施月、猶予保険医療機関等の資金繰りの状況を踏まえ、減額調整の分割期間及び当該月に減額調整を行う額（以下「分割金額」という。）を盛り込んだ減額調整計画を定めること。

この場合、減額調整の最大の分割期間は、令和2年8月から令和2年12月までの支払（令和2年6月から令和2年10月まで診療分の診療報酬等）の5か月間とすること。

分割期間における分割金額は、減額調整額総額を分割月数で除したものとし、1円未満の端数は分割調整の最終月に支払うこととすること。

また、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は、毎月、猶予保険医療機関等に融資の実行の有無及び融資金額の報告を求め、猶予保険医療機関等に概算前払額の減額調整に必要な額の融資がなされた場合には、一括で診療報酬等からの減額調整を行う、又は振込み先、振込み期限等を記載した請求書を送付し、調整残額の支払を求めること。

(エ) 各月の減額調整額の通知

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は、令和2年8月以降、調整が完了するまでの間、猶予保険医療機関等に対して、各月の減額調整額、減額調整の結果、各月に猶予保険医療機関等に支払われる額等が記載された調整後金額決定通知書、及び調整残額、翌月以降の減額調整額等を記載した調整残額・調整計画通知書を送付すること。

この際、各月の減額調整額が各月の減額調整前の診療報酬等の額を上回っている猶予保険医療機関等については、翌月以降に減額調整する額として繰越しを行うこと。

(オ) 減額調整状況の報告

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は、令和2年8月以降年度末まで、各月25日時点の減額調整状況（減額調整が終了した申請保険医療機関等数、全申請保険医療機関等の合計の調整残額等）について、月末までに、社会保険診療報酬支払基金は厚生労働省に、国民健康保険団体連合会は国保中央会を通じて厚生労働省に報告すること。

第3 その他留意事項

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会における会計処理の方法の詳細は追って通知すること。